

議会受付番号	鎌議第 1266 号
質問者	上島 寛弘 議員
答弁する者	市長 (経営企画部秘書広報課)

## 文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

### 1 件名

職員の韓国安東市訪問の立場等について

### 2 質問の要旨

- 1 安東市は鎌倉市長、議長らに対して何らかの手配や公費負担による歓待は行うのか。その内容は何か。
- 2 鎌倉市に安東市の者が訪れても一切の公費支出は行わないか。
- 3 安東市は秘書広報課長や議会事務局長を招待したのか。
- 4 何故、二人の職員は訪問するのか。彼らは、其々の職位としての訪問か。全くの個人としての私費旅行か。
- 5 安東市に於いて、市長や議長らが歓待されたり、会談をする場合は、秘書広報課長や議会事務局長は同席するのか。
- 6 前回、安東市長が来なかったのは、災害などの危機的状況が理由だそうだが、今回、鎌倉市長や吉岡副議長が訪問するにあたって、鎌倉市では子宮頸ガンワクチン事務の不適切処理や子供たちへ期限切れワクチン接種、労組のデータ改ざんが判明し、まさに危機的状況だが、安東市当局は把握しているか。安東市に伺って頂きたい。

### 3 答弁

- 1 市長及び秘書広報課担当課長の安東市への訪問は行わないことといたしました。  
なお、本市にて受付をした、安東市からの「安東の日」イベントへの招待状には、「5名～8名程度のご宿泊、お食事、交通の便など」の提供について記載がありますが、詳細は把握しておりません。
- 2 パートナーシティであることで特別な公費負担をすることはありませんが、本市を訪れるお客様に対しては必要な対応をしております。
- 3 答弁1の招待状のあて先は鎌倉市長及び鎌倉市議会となっております。
- 4 鎌議第1232号の答弁5のとおり、秘書広報課長及び議会事務局長の韓国訪問については、公務の出張ではありません。

- 5 公務の出張ではないことから、市として詳細は把握しておりません。
- 6 ご指摘の事項に関しては、本市にて対応すべき事項であり、安東市当局に対して市として確認する考えはありません。